

風間浦村観光事業者等感染対策 強化事業補助金について



この補助金は、安全安心な観光地としての認知度向上と誘客促進のための基盤整備を推進し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている観光産業の回復を図るため、観光事業者等が行う新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する経費を補助するものです。

補助金の申請受付期間

一次募集

令和 4年 7月 1日 (金) ~ 令和 4年 7月 29日 (金)

二次募集

令和 4年 9月 1日 (木) ~ 令和 4年 9月 30日 (金)

対象となる事業者

風間浦村内に事業所を有し、次の事業を営む事業者を対象とします。

- (1) 宿泊事業者
- (2) 地場産品を販売する土産物店、観光客に飲食を提供する飲食店、観光客を対象とした各種体験メニューなどを提供する事業所等

申請手続きの流れ

① 交付申請 第1号様式、別紙1、別紙2や見積書等を提出する。



② 事業実施 交付決定通知受領後、令和5年3月31日までに実施し、支払いを完了する。



③ 実績報告 第4号様式、別紙3、別紙4や写真等を提出する。



④ 請求 第5号様式を提出する。

書類の様式は、風間浦村役場産業建設課で配布しているほか、風間浦村ホームページよりダウンロードできます。

対象となる事業・補助金の額

【対象事業】 宿泊事業者及び観光事業者等が実施する新型コロナウイルス感染防止対策に関する事業

【対象経費】

- ①備品、備品等の購入経費
 - ②設備等の工事経費
 - ③機器、設備等のリース料
又はレンタル料
- ※消費税及び地方消費税に相当する額を除く

【補助率】

3 / 4

【補助金額】

- (1) 宿泊事業者
 - 客室20室以上 上限200万円
 - 客室19室以下 上限100万円
- (2) 観光事業者等
 - 令和3年の事業収入2,000万円以上
上限200万円
 - 令和3年の事業収入2,000万円未満
1,000万円以上
上限100万円
 - 令和3年の事業収入1,000万円未満
上限50万円

対象となる事例

カテゴリ	事業例
健康管理	非接触式体温計、サーモグラフィ
消毒	アルコール自動噴霧器、消毒液スタンド（足踏み式）、次亜塩素酸水生成器、オゾン発生器
飛沫防止	パーティション、遮蔽用アクリル板、遮蔽用ビニールカーテン、食器保護カバー ※設置のためのスタンド等を含む
換気	エアコン（「外気換気」「空気清浄」「除菌」のいずれかの機能がある一体型）、網戸設置、二酸化炭素濃度検知システム、サーキュレーター
密集、密接の回避	客室等のレイアウト変更（密回避を目的としたもの）、セルフチェックインシステム、宿泊カードのオンライン化、混雑状況感知システム、家族風呂、部屋風呂
抗菌設備	抗菌素材の床や壁紙、抗菌畳、高頻度接触部位（ドアノブ・手すり等）の抗菌コーティング
非接触型設備	非接触型水栓（センサー式、レバー式、足踏み式）、自動ドア、キャッシュレス決済、キーレスシステム、自動開閉蓋付きトイレ
ワーケーション受入環境整備	無線LANの整備、スペースの改装に係る設備整備、ワーキングスペースの利便性向上に関する備品購入（防音用パネル、複合機、ホワイトボード等）
その他	感染防止を目的とした送迎車両の追加購入、殺菌・滅菌機器（スリッパ・食器などを殺菌・滅菌する機器）

お問い合わせ先

風間浦村産業建設課 産業振興グループ

〒039-4502

青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目28番地5

TEL : 0175-35-2111

FAX : 0175-35-2403